

別記 うなぎ稚魚漁業における制限措置

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき漁 業者の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
うなぎ稚 魚漁業	火光利用す くない網漁業	1人	(船舶の使用は認めない)	<p>1 伊共第 11 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 (松山市立岩川立岩橋及び同市粟井川粟井川橋の下流端から海に至る河口水域に限る。)</p> <p>2 伊共第 66 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 (伊予市大谷川川口第 1 樋門下流端から海に至る河口水域に限る。)</p> <p>3 松山市松山空港東側旧東角と同市帝人埋立地護岸西角と陸岸によって囲まれた海面 (松山市堂之元川川口第 1 樋門下流端から海に至る水域を含む。)</p> <p>4 伊共第 63 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 (松山市吉田浜船溜防波堤突端と同防波堤突端から真方位 270 度直線上同市松山港吉田浜地区防波堤との交点を結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面のうち、漁業権の設定されていない海面。)</p> <p>5 松山市垣生北防波堤突端と同市垣生 4 号岸壁北突端とを結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面 (松山市洗地川及び同市三段地川の川口第 1 樋門下流端から海又は貯木場に至る水域を含む。)</p> <p>6 松山市立岩川立岩橋及び同市粟井川粟井川橋の下流端から上流の水域</p> <p>7 松山市堂之元川及び同市洗地川の川口第 1 樋門下流端から上流の水域</p> <p>8 伊予市大谷川川口第 1 樋門下流端から上流の水域</p> <p>9 八幡浜市宮内川及び同市喜木川の川口右岸突端と同川川口左岸突端とを結んだ線から上流の水域</p>	12.15～ 翌4.30	松山市に住所を有する者
		1人	(船舶の使用は認めない)	<p>伊共第 59 号第 1 種共同漁業権漁場区域内に設定する次のアからエまでの点を順次結んだ 3 直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 (漁業権が設定されていない海面並びに松山市大川、同市久万川及び同市太山寺川の川口第 1 樋門下流端から海に至る水域を含む。)</p> <p>ア 愛媛食肉公社株式会社西端から真方位 270 度 100 メートルの点</p> <p>イ アの点から真方位 0 度 100 メートルの点</p> <p>ウ エの点と松山市野忽那島牛ケ口鼻突端とを結んだ直線上最大高潮時海岸線から 300 メートルの点</p> <p>エ 松山市上人堂川川尻最大高潮時海岸線における左岸端</p>	12.15～ 翌4.30	松山市に住所を有する者
		1人	(船舶の使用は認めない)	<p>伊共第 63 号第 1 種共同漁業権漁場区域内に設定する次のアからオまでの点を順次結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 (漁業権が設定されていない海面及び松山市吉田港並びに松山市堂之元川、同市洗地</p>	12.15～ 翌4.30	松山市に住所を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき漁 業者の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				川、同市三段地川の川口第1樋門下流端から海又は貯木場に至る水域を含む。ただし、松山空港管理施設を除く。） ア 松山市北吉田町忽那山山頂 イ アの点から松山市由利島南端とを結んだ直線上最大高潮時海岸線から 1,250メートルの点 ウ エの点から山口県小水無瀬島島頂とを結んだエの点から直線上 1,000メートルの地点 エ オとカの点を結んだ直線の中央点 オ 松山市重信川河口右岸標識1号中心点 カ 松山市重信川河口左岸標識2号中心点		
		1人	(船舶の使用は認めない)	1 伊共第59号第1種共同漁業権漁場区域内に設定する次のアからエまでの点を順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域(漁業権が設定されていない海面並びに松山市大川、同市久万川及び同市太山寺川の川口第1樋門下流端から海に至る水域を含む。) ア 愛媛食肉公社株式会社西端から真方位270度100メートルの点 イ アの点から真方位0度100メートルの点 ウ エの点と松山市野忽那島牛ケ口鼻突端とを結んだ直線上最大高潮時海岸線から300メートルの点 エ 松山市上人堂川川尻最大高潮時海岸線における左岸端 2 伊共第62号第1種共同漁業権漁場区域内に設定する次のアからウまでの点を順次結んだ2直線及びエからオまでの直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域(漁業権が設定されていない海面並びに松山市宮前川禊橋下流端から海に至る水域を含む。) ア 松山市明神鼻標柱中心点 イ アの点から山口県小水無瀬島島頂とを結んだ直線上最大高潮時海岸線から350メートルの点 ウ 松山市三津ふ頭北西岸壁端 エ 松山市三津ふ頭南西岸壁端 オ 松山市三津外港第1ふ頭北西端	12.15～ 翌4.30	松山市に住所を有する者
		1人	(船舶の使用は認めない)	伊共第64号第1種共同漁業権漁場区域内(伊予郡松前町国近川及び同町長尾谷川の川口第1樋門下流端から海に至る水域を含む。)	12.15～ 翌4.30	伊予郡松前町に住所を有する者
		1人	(船舶の使用は認めない)	1 大洲市沖浦漁港区域内の海面 2 大洲市長浜港区域内の海面(ただし、同市晴海埋立地西端から北東側の水域並びに長浜港港湾管理者が示す採捕禁止区域を除く。)	12.15～ 翌4.30	大洲市に住所を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき漁 業者の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				3 西予市三瓶漁港区域内の海面 4 八幡浜市千丈川川口右岸突端と同川川口 左岸突端とを結んだ線から上流の水域 5 八幡浜市宮内川及び同市喜木川の川口右 岸突端と同川川口左岸突端とを結んだ線か ら上流の水域 6 南宇和郡愛南町菊川湊橋、同町蓮乗寺川馬 瀬橋、同町僧都川やたの橋及び同町惣川満倉 橋下流端から上流の水域		
		1 人	(船舶の使 用は認めな い)	肱川下流域 (大洲市長浜甲 576 番地 (水族館 跡) 前の地区整理記念碑 (肱川右岸) と同市沖 浦港北防波堤東北端角 (肱川左岸) を結んだ直 線より上流の肱川水系	12. 15～ 翌4. 30	大洲市に住所を有 する者
		1 人	(船舶の使 用は認めな い)	1 宇共第 44 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 (南宇和郡愛南町菊川湊橋、同町蓮乗寺川馬 瀬橋及び同町僧都川やたの橋下流端から海 に至る河口水域に限る。) 2 宇共第 52 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 (南宇和郡愛南町惣川満倉橋及び同町岩水 川岩水橋下流端から海に至る河口水域に限 る。)。	12. 15～ 翌4. 30	南宇和郡愛南町に 住所を有する者
		1 人	(船舶の使 用は認めな い)	重信川下流域 (松山市西垣生町重信川右岸標 識 1 号と伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識 2 号とを結んだ直線から、川口大橋上流端より 150 メートル上流の砂防堰堤との間の区域)	12. 15～ 翌4. 30	松山市、伊予市、 東温市、伊予郡松 前町又は伊予郡砥 部町に住所を有す る者